

令和5年度

宜野座村通所介護事業所事業計画書

自：令和5年4月1日

至：令和6年3月31日

1. 基本方針
2. 年間営業日と登録者数
3. 事業の主な内容
4. 勉強会
5. 各種療法の実施
6. 各種研修会の実施
7. サービスにあたっての留意事項
8. 日課表
9. 行事予定表
10. 職場内・外研修計画
11. 手工芸計画

社会福祉法人

宜野座村社会福祉協議会

1. 基本方針

事業所の通所介護・通所型独自サービス従事者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらに利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の支援及び機能回復訓練等の介護その他必要な援助を行う。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

2. 年間営業日と登録者数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
営業日	25	27	26	26	26	26	26	26	26	24	25	26	309

[利用者数]

(介護保険事業)

松田区	13人	宜野座区	11人	惣慶区	10人
福山区	3人	漢那区	7人	城原区	0人
					合計 44人

(介護予防・日常生活支援総合事業)

松田区	5人	宜野座区	2人	惣慶区	2人
福山区	0人	漢那区	2人	城原区	0人
					合計 11人

3. 事業の主な内容

(1) 基本サービス

デイサービス室において健康チェック、日常生活指導や個別機能訓練などを行ない、利用者の健康維持・管理に努める。

また、手工芸品作りや園芸などの軽作業を取り入れ、共同作業を通じて利用者間の相互の親睦とグループワークの育成を促進し、利用者の健康と潤いのある余生づくりに寄与する。

(2) 送迎サービス

自宅からデイサービスセンター迄専用車にて送迎サービスを行ないます。

(3) 食事サービス

- ① 利用者の昼食時間を11時50分～12時50分とし、デイサービスホールにて一同に会食を行う。
- ② 予め、利用者の食生活の嗜好調査を行い地域の行事食や季節料理などを研究する。
- ③ 利用者の食生活の変化と栄養バランスを図るため、減塩、カロリー等に十分配慮し残食等に傾注して調理する。
- ④ 集団生活の場において食中毒や感染予防などの管理に徹して安全な食生活の運用を図る。(食事前の手洗い・消毒の実施、随時窓の開閉による空気入れ替えを実施する。)
- ⑤ 利用者の状況に応じて、個々の食べやすい調理方法を工夫し、食欲を高める。

(4) 入浴サービス

利用者の入浴介助サービスについては、入浴希望の方、自力では十分に洗身・洗髪ができない方や全介助の方に対して安心して入浴ができるように細心の注意をはらっていく。

- ⑥ 入浴前後の検温、血圧、脈拍のチェック。
- ⑦ 浴室や湯の温度の設定。
- ⑧ 路面・壁面、装具等の安全管理。

(5) 相談援助サービス

ご利用者の日常生活上での相談やご家族からの介護についての質問やアドバイス等を行います。

(6) 日常生活動作訓練

家庭において日常生活に必要な基礎的な「食べる・排泄する・入浴する・着替える」等の応用動作を繰り返し行い、自律心の向上と心身機能の維持向上を図る。

(7) 個別機能訓練・運動器機能向上

基本的な動作訓練の回復を図る為(立ち上がり・平行棒・階段昇降訓練・滑車運動・エアロバイク)等を行い、歩行バランスの保持と下肢筋力の増強に努める。

(8) 緊急時・事故発生時・非常災害時の対応について

- 1 通所介護・通所型独自サービスを実施中に利用者の身体等に急変その他緊急事態が生じた場合には必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に速やかに家族や主治医等へ連絡を行い必要な措置を講じ管理者へ報告しなければならない。

又、利用日以外でも体調不良で連絡があった場合には努めて看護師を派遣するなど訪問サービスの強化促進を図る。(病院受診又は健康チェック等)寝たきりで車椅子移動の方の病院受診はリフト車で送迎協力を行なう。

- 2 通所介護・通所型独自サービスを実施中にサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご家族に連絡すると共に必要な措置を講じ、又、事故状況等の記録等から事故再発防止のための対策を検討し、実際の業務で実施します。サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。
- 3 通所介護・通所型独自サービスの提供時に天災、その他、災害が発生した場合、従事者は利用者の避難等の適切な措置を講じます。非常災害時に備え、少なくとも年に一回は、避難、救出その他必要な訓練を行います。

4. 勉強会

(1) 助言指導

利用者が自ら生きがいをもち、日常生活並びに団体活動内容が豊かになり、各々が余生を楽しく過ごしていけるための一つの手立てとして講師を招いて講演会を開催するなどライフサイクルの助言指導にあたる。

(2) 趣味、教養等の養成

日常生活指導の中で利用者のニーズに沿って教育娯楽・サークル活動等・趣味を組み入れて相互の親睦と日常生活の活性化を図る。

- | | | |
|-----------|----------|------|
| ①グラウンドゴルフ | ②室内ボウリング | ③輪投げ |
| ④パターゴルフ | ⑤パチンコゲーム | ⑥玉入れ |
| ⑦囲碁・将棋 | ⑧書道 | ⑨手芸 |
| ⑩野菜づくり | ⑪その他 | |

5. 各種療法の実施

- | | |
|---------|---|
| 1) 運動療法 | 個別機能訓練・運動器機能向上・集団体操・ストレッチ体操
室内外のゲーム・レクリエーション・健康器具の活用 |
| 2) 音楽療法 | カラオケ・琉球民謡・童謡・歌謡曲・琉球舞踊 |
| 3) 学習療法 | 脳トレの実施(書写・読みかき・計算ドリル・間違い探し・塗り絵等を繰り返して行ない、脳の活性化につとめる。 |

- 4) 手工芸・趣味
教養活動
- 共通の課題を有する複数の利用者からなる生活上の支援を通して、ご利用者の趣味や関心のある事を上手く引き出し、生活意欲の向上によって健康づくりの増進に繋げることが狙い입니다。 {粘土・花紙工作（グループ合作にて季節の風物詩の作成）他、各作品作り（ブレスレット。お守り・コサージュ・ストラップ・キーホルダー・巾着袋・帽子・コースター・食器洗い）等を実施しています。

6. 各種研修の実施

常勤及び非常勤の全ての新人及び現任の従業者を対象とする通所介護に関する研修・勉強会を実施する。

- 1) 倫理及び法令遵守に関する勉強会
- 2) プライバシー保護の取り組みに関する研修会
- 3) 身体拘束の排除の為の取り組みに関する研修会
- 4) 現場の従事者と幹部従事者が参加する業務改善の為の勉強会
- 5) サービスの情報に関する情報共有についての勉強会
- 6) 事故の発生予防又はその再発の防止に関する研修
- 7) 事故の発生緊急時の対応に関する研修会
- 8) 非常災害時の対応、避難、救出等に関する訓練及び研修会
- 9) 感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する研修会
- 10) 通所介護サービスに関する研修・勉強会
(通所介護の質についての自己評価・サービス内容の検討等)
- 11) 認知症に関する研修
- 12) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する研修会
- 13) 個人情報保護に関する研修会
- 14) その他

※ 上記は順不同であり、時期については随時実施する。

7. サービス利用にあたっての留意事項

- 1 健康状態に異常がある場合は、その旨、従業者（職員）へお知らせ下さい。
- 2 管理者及び従業者による安全管理上の指示に従って下さい。
- 3 施設内の設備・備品(機能訓練設備等)利用の際には必ず職員へお知らせ下さい。
- 4 非常災害時は、避難方法等の指示に従う等ご協力下さい。
- 5 介護支援専門員と良く相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上でご利用下さい。

日 課 表

8 : 2 0	送迎準備、湯茶準備、テーブル座席の配置及び消毒 職員ミーティング
8 : 3 0	送迎（利用者迎え）体温測定・健康状態及び服薬確認の声かけ
9 : 1 5	デイ到着：バイタルチェック（血圧・体温・脈拍）お茶・水分補給、談話、食事摂取確認、 お茶（談話）持参薬の確認・投薬準備、 体重測定の実施（毎月／1回、第1週目）
1 0 : 1 5	うちなあぐちラジオ体操、手工芸・趣味教養活動・脳トレの実施、 入浴・個別機能訓練・運動器機能向上、レクリエーションの実施
1 1 : 2 0	室内レク終了、口腔機能向上体操、トイレ誘導及び介助
1 1 : 5 0	昼食、食事介助（対象者）
1 2 : 2 0	トイレ誘導・トイレ介助、口腔ケア、休養、雑談、趣味活動
1 3 : 2 0	午睡後のトイレ誘導及び介助～、お茶・コーヒー（水分補給）
1 4 : 0 0	バイタルの再チェック
1 4 : 1 5	全体レク・ゲーム（ボウリング・パチンコ・パターゴルフ・ポケットボール・輪投げ・玉入れ）等を行う ※日々のレクリエーションの中で利用者の誕生日を祝う
1 5 : 0 0	手指消毒、おやつ
1 5 : 1 5	歌・カラオケ・踊り
1 6 : 3 0	送迎（利用者送り）家族へ申し送り
1 7 : 0 0	各種日誌の記入（個別日誌・業務日誌・看護日誌）明日の準備、 （※シーツ交換／週1回）
1 7 : 2 0	職員ミーティング（一日の反省）
1 7 : 3 0	業務終了

令和5年度年間行事予定表

4月	こいのぼり会
5月	ミニミニ運動会
6月	おやつ作り
7月	七夕まつり（カラオケ大会・流しそうめん・スイカ割）
8月	7月あしびぬ集い
9月	ショッピング
10月	漢那小学校エイサー披露・交流会 宜野座村祭り見学
11月	松田小学校との交流会
12月	年忘れぬ集い 3 幼稚園児とのクリスマスふれ合い交流会
1月	餅つき大会・記念撮影
2月	さくら花見（名護城） プロ野球阪神タイガース観戦
3月	かじまや一祝い
※	ふれあいレク交流 村内保育所、幼稚園、小・中学生及び他施設の利用者、老人クラブ等との交流会（一年を通して随時行う）
※	月／1 回程度の村民児協・村老連ボランティアの方々の訪問
※	小中学校のボランティア体験・高校生のインターンシップ（就業体験）大学・専門学生の体験実習・教職員（初任者・10年経験者）研修を受け入れている。
※	新規ご利用者の見学及び体験受け入れ（年間随時受け入れ可能）

令和5年度職場内・外研修計画

- 4月 新年度の事業方針・訓示（金武会長）
- 5月 接遇についての研修（外部講師）
- 6月 身体的拘束等排除のための研修
- 7月 論理及び法令遵守に関する研修（仲本局長）
- 8月 事故の発生等緊急時の対応に関する研修
- 9月 認知症及び認知症ケアに関する研修（宮城管理者）
- 10月 感染症予防対策についての研修（東看護師）
- 11月 介護知識・技術研修
- 12月 老人福祉研究大会に参加しての報告会
- 1月 一次救命処置（心肺蘇生法・気道異物・AED使用法）
- 2月 消防訓練（社協職員）
- 3月 研修計画の見直し及び新年度の計画について

令和5年度年間手工芸計画

- | | |
|-----|----------------|
| 4月 | 鯉のぼり作り（ペイント） |
| 5月 | 壁面用 花木づくり |
| 6月 | 村まつりに向けての作品作り |
| 7月 | 村まつりに向けての作品作り |
| 8月 | 村まつりに向けての作品作り |
| 9月 | 木の実アート |
| 10月 | クリスマス作品作り |
| 11月 | 来年の壁面貼り絵 |
| 12月 | 来年の干支の（辰）壁画づくり |
| 1月 | 獅子舞作り |
| 2月 | ひな祭り作品作り |
| 3月 | 花のリース作り |